

最高裁判所（第一小法廷） 令和●●年（〇〇）第●●号 通知処分取消等請求上告受理事件  
国側当事者・国

令和3年3月18日不受理・確定

（控訴審・大阪高等裁判所、令和●●年（〇〇）第●●号、令和2年9月18日判決、本資料270号-93・順号13453）

（第一審・大阪地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、令和元年12月11日判決、本資料269号-132・順号13355）

## 決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

### 第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

### 第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和3年3月18日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 木澤 克之

裁判官 池上 政幸

裁判官 小池 裕

裁判官 山口 厚

裁判官 深山 卓也

## 当事者目録

	選定当事者
申立人	甲
選定者	甲
選定者	丙
選定者	戊
選定者	F
相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	西川 英之